

「富士見市重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する 条例の制定」についての要旨

1 制定の経緯

平成31年1月1日、埼玉県重度心身障害者医療費支給事業補助金交付要綱の一部が改正されることに伴い、富士見市においても重度心身障害者医療費助成金の支給対象を見直す必要が生じたため、条例の一部を改正するもの。

2 制定内容

- 重度心身障害者医療費助成金の支給対象者のうち一定の所得がある場合（本人所得が概ね360万4千円以上の対象者）には、所得制限によって医療費助成制度の対象外とする。（第4条第2項）
- 所得制限により支給停止となった場合において、被災により固定資産の1/2以上の損害を受けた場合には、医療費助成を行うこととする。（第4条第3項）

3 施行日

- この条例は、平成31年1月1日から施行する。
- 新規申請者については平成31年1月1日から適用し、既存の受給者については平成34年10月1日から適用する。

富士見市重度心身障害者医療費支給に関する条例（昭和54年条例第16号）新旧対照表

新	旧
<p>(助成金の支給)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、医療を受ける月の属する年の前年(当該月が1月から9月までの間にあっては前々年)の所得が特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令(昭和50年政令第207号)第7条に規定する額を超えるときは、当該医療に係る一部負担金等については、助成金を支給しない。この場合において、当該所得の範囲は政令第4条に規定する所得の範囲とし、所得の額の計算方法は政令第5条の規定の例によるものとする。</u></p> <p>3 <u>震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、対象者の所有に係る住宅、家財又は主たる生業の維持に供する田畑、宅地、家屋、機械、器具その他事業の用に供する固定資産(鉱業権、漁業権、その他無形減価償却資産を除く。)につき被害金額(保険金、損害補償金等により補充された金額を除く。)がその価格のおおむね2分の1以上である損害を受けた場合には、その損害を受けた日から翌年の9月30日までの間の当該対象者に係る医療の一部負担金等における助成金の支給については、前項の規定を適用しない。</u></p> <p>(受給資格の登録)</p> <p>第5条 助成金の支給を受けようとする者<u> </u>は、規則で定める申請書を市長に提出して、受給に必要な事項の登録を受けなければならない。</p> <p>2 <u>市長は、前項の規定による申請に基づき、対象者として認定するときは、当該申請をした者を受給資格登録者として登録しなければならない</u></p>	<p>(助成金)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>(受給資格の登録)</p> <p>第5条 助成金の支給を受けようとする<u>対象者</u>は、規則で定める申請書を市長に提出して、受給に必要な事項の登録を受けなければならない。</p>

い。

3 市長は、第1項の規定による申請に基づき、対象者として認定しないときは、規則で定めるところにより当該申請をした者に通知するものとする。

(受給者証の交付)

第6条 市長は、受給資格登録者に対して助成金の支給を決定したときは、当該受給資格登録者に受給者証を交付しなければならない。

2 市長は、受給資格登録者に対して助成金の支給を行わないときは、規則で定めるところにより、当該受給資格登録者に通知するものとする。

(受給者証の提示)

第7条 前条第1項の規定により受給者証の交付を受けた受給資格登録者（以下「受給者」という。）は、医療機関等において医療を受けようとするときは、被保険者証、組合員証又は加入者証を提出するとともに、受給者証を提示しなければならない。

(届出の義務)

第9条 受給資格登録者は、その資格を喪失したとき、又は登録事項に変更があったときは、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。

2 受給資格登録者は、規則で定めるところにより、毎年、所得の状況について市長に届け出なければならない。

(受給者証の交付)

第6条 市長は、前条の申請に基づき、第3条に定める対象者と認定したときは、当該対象者（以下「受給者」という。）に受給者証を交付しなければならない。

2 市長は、前条の申請に基づき、第3条に定める対象者と認定しないときは、規則で定めるところにより、申請者に通知するものとする。

(受給者証の提示)

第7条 受給者は、医療機関等において医療を受けようとする場合は、被保険者証、組合員証又は加入者証の提出とともに、受給者証を提示しなければならない。

(届出の義務)

第9条 受給者は、その資格を喪失したとき、又は登録事項に変更があったときは、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。